

2019年5月吉日

サービス付き高齢者向け住宅運営事業者部会 各位

一般社団法人高齢者住宅協会
会長 小早川 仁

一般社団法人高齢者住宅協会
サービス付き高齢者向け住宅運営事業者部会
部会長 菊井 徹也

行動規範に対する「遵守宣言」の募集について

サービス付き高齢者向け住宅運営事業者の多くは、介護保険制度を正しく理解して運営しておりますが、一部の不適切な運営事業者が存在していることが前回の介護報酬改定の議論や一部報道などで問題視されております。

当協会では、このような現状を真摯に受けとめ、不適切な運営を行う事業者等に改善を促していくため、下記の通り、当協会の定めた行動規範に対する「遵守宣言」をして頂けるサービス付き高齢者向け住宅運営事業者様を広く募集する事と致しました。

記

「遵守宣言」募集の概要

項目	内容
対象	サービス付き高齢者向け住宅を運営する当協会の会員(法人または個人)
単位	サービス付き高齢者向け住宅の行政登録1件ごと
確認事務手数料	1件ごと1万円(非課税)
公表	当協会 HP にてサービス付き高齢者向け住宅ごとに公表 また会員資格を失った場合等も協会 HP で公表
確認基準	宣言書および全必要書類の提出を事務局が確認
メリット	住宅ごとに確認書の表示が可能 ロゴマークを営業等に使用可能 当協会 HP 上での公表による差別化

以上

<問い合わせ先>

一般社団法人高齢者住宅協会 サービス付き高齢者向け住宅運営事業者部会
事務局 大津、石川

TEL:03-6689-7917(直通)